

法人税法・所得税法・相続税法・消費税法をそろえた
充実のコンテンツラインナップ

会社税務積義 Digital

法人税法に関わる全ての事項について、理論的かつ実務的に解説

会社税務事例 Digital

実務上判断に迷う2,000あまりの事例を精選して掲載

法人税関係通達総覧 Digital

法人税に関する主要な通達をコメント形式で詳細に解説

コメントール × 所得税務積義 Digital

実務から法令解釈まで所得税の全てを解説

コメントール相続税法 Digital

条文解釈の正確性を追求した、相続税法の逐条解説

コメントール消費税法 Digital

条文解釈の正確性を追求した、消費税法の逐条解説

 税務・会計データベース *DHC Premium*

コメントール相続税法 Digital

<https://www.zeikaikaidb.com/>

～条文解釈の正確性を追求したコンメンタール～ 実務に使える プロのための相続税法データベース

相続税法と租税特別措置法（相続税法の特例）を

要旨 沿革 注釈 の順に逐条で詳解

条文解釈のその先へ

制度の本質をつかむ!!

判断に確信がもてる!!

税務調査にも対応できる!!

現行制度が理解できるから...

実務に迷う点にも言及し

重要な資料や設例も豊富に登載されているから...



「DHC コンメンタール 相続税法」全5巻 監修/武田昌輔 発刊年月日/1981年2月1日

15 平成22年度税制改正では、租税特別措置全体の見直しが行われ、本特例についても相続人等による事業又は居住の継続への配慮という制度趣旨等を踏まえ、次の(1)から(4)までに掲げる見直しが行われ、平成22年4月1日以後の相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について適用することとされた。

- 相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等（改正前：200㎡まで50%減額）を適用対象から除外する。
- 一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者が適用要件を特定する。
- 一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等（以下「特定居住用宅地等」という。）を有する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算する。
- 特定居住用宅地等は、主として居住の用に供されていた一の宅地等（以下「一の宅地等」という。）を有する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算する。

具体的には、平成22年法律第6号により、次のとおり改正された。

第69条の4第1項中「第3項」を「同項」に改め、「定めるもの（以下「一の宅地等」という。）を有する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算する。」を加え、同項第2号中「前号に掲げる小規模宅地等以外のものを有する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算する。」を「第4号」に改め、同項第3号中「特定事業用宅地等及び特定居住用宅地等以外の特定対象宅地等（以下この項において「特定対象宅地等」という。）を「特定事業用宅地等」に改

沿革
現行規定のルーツが理解できる。立法の歴史的経緯、改正年次順の改正理由・背景等を克明に、かつ原典をそのまま引用して客観性が保たれるよう記述

注釈
I 措置法第69条の4第1項(特例)
1 適用対象者
この特例の適用対象者は、相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与（死因贈与）を含む。以下同じ。）により次の2で説明する小規模宅地等取得した個人である（措置法69条の4第1項）。したがって、相続人のみでなく、相続人以外の者（例えば、長男の妻）が相続人等として相続財産の分与（第958条の3（特別縁故者に対する相続財産の分与）の規定により相続税を課税される場合（租法4条）も特例の適用が受けられる。

2 適用対象宅地等
個人が相続又は遺贈により財産を取得した場合において、その取得した財産のうち、その相続の開始の直前において、その被相続人又はその被相続人と生計を一にしてその被相続人の親族（以下「被相続人等」という。）の事業（準事業を含む。）の用又は居住の用に供されていた宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。）で財務省令で定める建物又は建築物の敷地の用に供されていた宅地等（以下「一の宅地等」という。）を有する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算する。

注釈
第一線の実務家や立法担当経験者が、多角的な視点で各規定を条項ごとに詳細に解説。各条文に関連する施行令・施行規則はもとより、基本通達や参考法令、告示を引用し、解説

措置法第69条の4 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例

第69条の4 個人が相続又は遺贈により取得した財産のうち、当該相続の開始の直前において、当該相続若しくは遺贈に係る被相続人又は当該被相続人と生計を一にして当該被相続人の親族（第3項において「被相続人等」という。）の事業（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。同項において同じ。）の用又は居住の用に供することができない事由として政令で定める事由により相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかった場合（政令で定める用途に供されている場合を除く。）における当該事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用を含む。同項第2号において同じ。）に供されていた宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。同項及び次条第5項において同じ。）で財務省令で定める建物又は建築物の敷地の用に供されているものうち政令で定めるもの（特定事業用宅地等、特定居住用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び貸付事業用宅地等に限る。以下この条において「特例対象宅地等」という。）がある場合には、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る全ての特例対象宅地等のうち、当該個人が取得をした特例対象宅地等又はその一部でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの（以下この項及び次項において「選択した特例対象宅地等」という。）については、限度面積要件を満たす場合に限り、相続税の課税価格に算入すべき価額は、当該小規模宅地等の価額に次の各号に掲げる割合を乗じて計算した金額とする。

- 特定事業用宅地等である小規模宅地等、特定居住用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び貸付事業用宅地等である小規模宅地等 100分の20
- 貸付事業用宅地等である小規模宅地等 100分の50

2 前項に規定する限度面積要件は、当該相続又は遺贈により財産を取得した者に係る全ての特例対象宅地等の区分に応じ、当該各号に定める要件とする。

- 特定事業用宅地等又は特定同族会社事業用宅地等（第3号イにおいて「特定事業用宅地等」という。）である選択特例対象宅地等 当該選択特例対象宅地等の面積の合計が400平方メートル以下であること

条文
現行条文を登載。改正時期が一目でわかるよう、末尾には当該条文の改正年月・法令番号を明示

要旨
この制度は、個人が相続又は遺贈（死因贈与を含む。以下同じ。）により財産を取得した場合において、その財産のうち、その相続の開始の直前において、被相続人又は被相続人と生計を一にして被相続人の親族（以下「被相続人等」という。）の事業（準事業を含む。）の用又は居住の用に供されていた被相続人が老人ホーム等に入居したことにより相続開始の直前においてその被相続人の居住の用に供されていなかった場合におけるその居住の用に供されなくなる直前のその被相続人の居住の用を含む。）に供されていた宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。）で一定の建物又は建築物の敷地の用に供されているもの（特例対象宅地等）があるときは、その相続又は遺贈により財産を取得した者の全ての特例対象宅地等のうち、その個人が取得をした特例対象宅地等又はその一部でこの特例の適用を受けるものとして選択をしたものについては、限度面積要件を満たす場合に限り、相続税の課税価格に算入すべき価額は、その宅地等の相続税法第22条に定める時価に次に掲げる特例対象宅地等の区分に応じそれぞれに掲げる割合を乗じて計算した金額によるものとする。

- 特定事業用宅地等 100分の20
- 特定居住用宅地等 100分の20
- 特定同族会社事業用宅地等 100分の50
- 貸付事業用宅地等 100分の50

なお、郵政民営化法第180条第1項の要件を全て満たす一定の土地又は土地の上に存する権利については、特定事業用宅地等とみなす。

また、この場合の限度面積要件は、次の区分に応じ、それぞれに定められる。

要旨
現行条文について、立法趣旨・意義・背景・留意点等を織り込みながら、理解しやすく、簡潔に要約

コンテンツを活かす データベース版ならではの多彩な機能

検索機能

フリーワード検索
検索候補が表示されるキーワードサジェスト機能

条文索引検索
そのほか多様な検索機能で、知りたい情報に素早くアクセスできる!!

41件中 1-20 件を

小規模宅地
小規模宅地 私道
小規模宅地 空地
小規模宅地 専有
小規模宅地の特例

索引

- 条文索引 (相続税法関係)
 - 相続税法
 - 相続税法施行令
 - 相続税法施行規則
 - 相続税の物納財産収納後の手続等に関する省令
 - 相続税法基本通達
 - 財産評価基本通達
- 条文索引 (措置法関係)
 - 条文索引 (個別通達等)
 - 判決例索引

根拠法令 (法令バルーン表示)

注釈
I 措置法第69条の4第1項(特例)
1 適用対象者
この特例の適用対象者は、相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与（死因贈与）を含む。以下同じ。）により次の2で説明する小規模宅地等取得した個人である（措置法69条の4第1項）。したがって、相続人のみでなく、相続人以外の者（例えば、長男の妻）が相続人等として相続財産の分与（第958条の3（特別縁故者に対する相続財産の分与）の規定により相続税を課税される場合（租法4条）も特例の適用が受けられる。

2 適用対象者
個人が相続又は遺贈により財産を取得した場合において、その取得した財産のうち、その相続の開始の直前において、その被相続人又はその被相続人と生計を一にしてその被相続人の親族（以下「被相続人等」という。）の事業（準事業を含む。）の用又は居住の用に供されていた宅地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。）で財務省令で定める建物又は建築物の敷地の用に供されていた宅地等（以下「一の宅地等」という。）を有する部分とそれ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算する。

具体的事例は「関連解説・Q&A」で確認(※2)

根拠条文や解説に示されている法令をワンクリックで確認(※1)

リンク機能

関連解説・Q&A

Q
被相続人甲は、その所有する宅地上に3階建ての建物1棟を所有していました。相続開始直前において、この建物の1階部分は甲の小売業に使用され、2階及び3階部分は甲の不動産賃貸業（貸家）に使用されていました。配偶者乙は、この建物及び宅地の全部を取得し、かつ、この小売業を承継することとなりましたが、この場合の小規模宅地等の特例の適用はどのようになりますか。

A
1 床面積按分により計算
被相続人甲の所有していた宅地を、その宅地上に存する建物の利用状況等を基にその床面積等により、特定事業用宅地等に該当する部分と事業用宅地等に該当する部分とに合理的に按分

逐条解説と具体的な事例解説で、制度理解が深まり、実務上の対応がイメージできる!!

※1 別途「D1-Law.com 税務・会計法規」等をご契約の場合 ※2 別途「税務・会計データベース Standard」等をご契約の場合